

山口県報

平成19年
3月13日
(火曜日)



平成元年十月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで
事業地
周南市大字徳山

(一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年五月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井関成

一 申請のあつた年月日

平成十九年三月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 市民プロデュース

三 代 表 者 の 氏 名 船崎美智子
主たる事務所の所在地 山口市中央三丁目六番一号

山口県告示第百十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第二百号)第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井関成

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業七・七・三百五北部五号線

三 事業施行期間

(一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計畫及び収支予算書は、平成十九年四月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月十三日

申請のあった年月日

平成十九年二月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 特定非営利活動法人周防大島自然体感クラブ
 代表者の氏名 田中 豊文
 主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字東安下庄一三九番地の三

(一一七) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のおり大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井関成

一大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 柳井大丸
 所在地 柳井市中央二丁目二二二三の一一
 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 三、七七三平方メートル
 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 零平方メートル
 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成十八年十二月三日

争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口県民主医療機関連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井関成

一 事件

賃金引上げの要求に関する件

一時金の要求に関する件

労働条件の改善の要求に関する件

増員の要求に関する件

(五)(四)(三)(二)(一)

諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成十九年三月十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

医療生活協同組合健文会宇部協立病院、医療生活協同組合健文会生協上宇部クリニック、医療生活協同組合健文会小野田診療所、医療生活協同組合健文会協立歯科診療所、医療生活協同組合健文会虹の訪問看護ステーション、医療生活協同組合健文会ヘルパーステーションはばたき又は医療生活協同組合健文会宇部協立病院在宅介護支援センターにおいて山口県民主医療機関連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

一 就任した役員

山口県知事

二 井 関 成

四 概要

(一一八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二 井 関 成

土地改良区の名称 理事の別 氏名住所
 阿東町土地改良区 監事 杉本義章 阿武郡阿東町大字徳佐上四四四〇
 二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名住所
 阿東町土地改良区 監事 阿武恒雄 阿武郡阿東町大字徳佐上一八四〇



平成19年3月13日 火曜日

山 口 県 報 (定期)

第 1836 号

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十九年三月十三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金三千七百円（送料共）